

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第1部門第2区分
 【発行日】令和5年8月16日(2023.8.16)

【国際公開番号】WO2023/037568
 【出願番号】特願2022-521647(P2022-521647)

【国際特許分類】

A 4 3 B 7/14(2022.01)

A 4 3 B 17/00(2006.01)

【F I】

A 4 3 B 7/14 A

A 4 3 B 17/00 E

10

【手続補正書】

【提出日】令和4年4月11日(2022.4.11)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】請求項7

【補正方法】変更

【補正の内容】

20

【請求項7】

前記隆起部における前記つま先側斜面よりも後方となる部分は、後方に向かうに連れて、その高さ及び左右方向の寸法を漸減するように構成されてなる、請求項6に記載の足裏接触体。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0005

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0005】

30

しかしながら、特許文献2のものでは、第1趾と第5趾の指球よりも指先側は前記隆起部によって持ち上げられる。したがってまた、特許文献2のものでは、前記隆起部によって、第1趾と第5趾の指球よりも指先側において第1趾に内足側に向けた矯正力を作用させることはできず、また、第5趾に外足側に向けた矯正力を作用させることはできない。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0038

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0038】

40

つま先側斜面2fの傾斜下2faが隆起部2の前端2bとなっている。隆起部2におけるつま先側斜面2fの傾斜上2fbよりも後方となる部分は、隆起部2の後端2cに向かうに連れて、隆起部2の高さ及び左右方向の寸法を漸減するように構成されている。

50